

## 志賀原子力発電所における県・地元町への連絡基準に係る覚書について

県、志賀町、富来町及び北陸電力は、「志賀原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」（安全協定）第9条該当事象以外の事象についても連絡の対象を拡げることで協議しておりましたが、本日（7月17日（木））、「志賀原子力発電所における県・地元町への連絡基準に係る覚書」を締結しました。

今後、北陸電力は、本連絡基準に従って、県、志賀町、富来町に対し、連絡をすることとなります。

また、県は、北陸電力から連絡が有り次第、公表することとなります。

「志賀原子力発電所における県・地元町への連絡基準に係る覚書」  
<http://atom.pref.ishikawa.jp/連絡基準覚書H150717.pdf>

平成15年7月17日  
原子力安全対策室  
(直通)076(225)  
1465  
(県庁内線)4231